

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案に関する御意見募集の結果等について

1. 意見募集対象

- ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 27 日（水）から平成 30 年 1 月 26 日（金）まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載

(3) 意見提出方法

ウェブサイト上の意見提出フォーム、電子メール、F A X 又は郵送

3. 意見提出総数

55 件（そのうち個人 8 件、団体・法人 47 件）

なお、このほか今回の募集対象と関係しない御意見の提出が 1 件ありました。

4. 主な御意見の概要とそれに対する考え方

※該当箇所の記載は、成案において付している項と対応しています。

番号	該当箇所	御意見の概要	考え方
1	I 1	一部の消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為の問題は、小売業にとどまらず人と接するあらゆる産業で起こっており、社会的な問題であると認識すべきである。このような状況や問題意識は、「消費者を取	御指摘の箇所では、消費者事故・トラブルの状況を述べております。消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為の問題は、消費者事故・トラブルではないものと認識しておりますので、御提案いただいた記述は反映しておりませ

		り巻く現状と課題」の中でも記述すべきである。	んが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって、参考とさせていただきます。
2	I 1 (1)	家庭用エネルギーの小売全面自由化に伴う懸念と消費者教育の必要性についても、重要事項として追記していただきたい。	御指摘のとおり、小売全面自由化は消費者にとってメリットとなるものである一方、適切な選択、適正な契約に向け、自主的かつ合理的に選択できる力をより一層身に付ける必要があることから、その旨を「社会経済情勢」の項で記載しております。
3	I 1 (2)	インターネット利用の拡大に伴う情報リテラシー向上の必要性については、消費者が「加害者とならないための学び」という視点だけでなく、「被害者とならないための学び」や「適切な個人情報保護を求めるための学び」、それらを担保するための「国や事業者の役割」について記述を追加していただきたい。	高度情報通信ネットワーク社会において個人情報やデータの持つ意味を理解する必要があることを記載しました。 また、基本方針の変更に当たり、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題として、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進」を挙げております。今後、国として取り組むことが必要な事項について検討し、実施してまいります。
4	I 1 (2)	一部の消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為の問題は、小売業にとどまらず人と接するあらゆる産業で起こっており、社会的な問題であることを踏まえ、「消費者事故・トラブルの状況」に、「健全で倫理的な消費行動をうながすこと」が必要であることを記述すべきである。	御指摘の箇所では、消費者事故・トラブルの状況から見る消費者教育の方向性について述べています。 消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為の問題は、消費者事故・トラブルではないと認識しておりますので、御提案いただいた記述は反映しておりませんが、頂いた御意見は、今後の消費者教育の推進に関する施策の検討に当たって、参考とさせていただきます。

5	I 2 (1)	<p>消費者への必要な情報及び教育の機会の提供が消費者の権利であることは、消費者基本法にもうたわれており、消費者教育を推進する意義の大前提となる重要事項である。基本方針の冒頭「消費者教育の意義」に、消費者の権利としての消費者教育について、消費者の努力義務との関連だけではなく単独で明記すべきである。</p>	<p>「消費者教育」の意義として、消費者教育の機会が提供されることが推進法において明示されている（推進法第1条）ことを追記し、これを踏まえた教育や啓発活動を行うことが求められることを明示しました。</p>
6	I 2 (2)	<p>消費者による行き過ぎたクレームや暴言・暴力などの迷惑行為についての実態を踏まえ、11 ページ 29 行目に、消費行動に伴う労働者への暴言やあらゆる暴力を排除することが「倫理的消費」の実践につながることを追記すべきである。</p>	<p>「倫理的消費」調査研究会の取りまとめ（平成 29 年 4 月）では、倫理的消費（エシカル消費）は、人や社会、環境や地域等の社会的課題の解決に配慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うものであり、「消費者が商品やサービスを選択する際」の「尺度」とであるとされています。</p> <p>御指摘の点も含め、倫理的消費（エシカル消費）の概念の深化が引き続き必要であると認識しており、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>
7	I 2 (2)	<p>持続可能な開発目標（SDGs）への理解促進について、消費者学習の重要課題として、「消費者市民社会」の意義の項にその旨の記述を追加していただきたい。</p>	<p>消費者市民社会の形成にとっては、用語・概念についての認知・理解こそが重要であることに照らし、「国民的な運動」が展開されることではなく、真に認知・理解した上で能動的に活動することが期待される旨を明確に記載したものです。</p> <p>SDGs の理解促進が消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成することでもある旨は、「消費者市民社会」の意義の項において追記しました。</p>

8	I 2 (2)	消費者月間を具体的な「消費者教育推進強化月間」と位置付け、シンポジウムの開催についても従来の形式に止めず、地方自治体とも連携し、情報発信やモデルの紹介等を行う機会として運営されることに期待したい。	頂いた御意見は、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。
9	II 1 (3)	成年年齢引下げにより、18・19歳が契約の未成年者取消権を喪失することによる消費者被害の拡大が懸念される高等学校段階までの消費者教育の充実が必要である。あわせて、事業者においても契約時における注意喚起や権利・義務に関する留意事項の十分な説明と共に、消費者団体や自治体等との連携による消費者教育の推進が望まれる。	頂いた御意見は今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。 変更後の基本方針に基づき、幅広い主体を担い手として、相互に連携を図りつつ、消費者教育に係る施策を進めてまいります。
10	II 2	「各主体の役割と連携・協働」の項に、教育行政との緊密な連携・協働に加えて、福祉関係部局、地域包括支援センター等との連携促進に関する記述を追加していただきたい。	福祉関係部局を含むいずれの部局との連携も消費者教育においては重要と認識しています。一方で、推進法第4条第2項の規定においては、内閣総理大臣と文部科学大臣が、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならないこととされています。そのため、基本方針では、まずは消費者行政と教育行政の緊密な連携・協働の方向性を示し、あわせてそれ以外の行政各部局との連携も図る必要があることについて示しています。
11	II 2 (2)	本方針を推進する裏付けとして、地方公共団体への財政支援が必要である。 地方自治体において消費者行政の自主財源獲得が	消費者庁としては、引き続き地方消費者行政の現場の意見も踏まえながら、地方公共団体の一般財源の確保も含め、平成30年度以降の安定した財源確保に向けて取り組

		<p>厳しい現状において、消費者教育の施策を推進していくには、国による消費者行政推進交付金などの財政支援が必須である。</p> <p>現行の基本方針における「国からの必要な財政上の措置等」の記述（条文の引用）が削除されているが、維持を求める。</p>	<p>み、地方消費者行政の充実・強化を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>「国からの必要な財政上の措置等」の見出しは、全体の整理の観点から省略してはいますが、「国においては、・・・財政支援や情報面での支援などを含め、必要な施策を検討し実施する」との記載は、現行の方針の記載を維持したものです。</p> <p>ただし、国が財政上の措置等を講じなければならないことが推進法において定められているという点は、追記いたします。</p>
12	Ⅱ 2 (2)	<p>消費生活センターが消費者教育の拠点としての任務を十分担えるようにするためには、消費生活センターは職員体制の充実も含め、業務の充実が図られることが必要であることを記述すべきである。</p>	<p>変更案では、国において、消費者教育の充実のため情報提供や財政面の支援を行うこととしていますが、具体的には、消費生活センターの職員体制の充実、業務の充実がこれらの支援等の目的です。頂いた御意見は、今後の具体的な施策の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
13	Ⅱ 2 (3)	<p>消費者教育推進地域協議会は消費者教育の推進に大きな役割を果たすものであり、特に都道府県での充実は、消費者教育の推進に必須のものであるから、その旨の記述が必要である。</p>	<p>地方における消費者教育の推進に当たっては、消費者行政担当部局と教育部局との緊密な連携、それ以外の部局との情報共有が必要であることから、消費者教育推進地域協議会を結節点として積極的な連携を推進することについて、今回の変更で追記しました（Ⅱ 2 (3) 消費者行政と教育行政の緊密な連携・協働）。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>
14	Ⅱ 2	<p>「行政が中心になり、消費者団体や事業者・事業者</p>	<p>消費者庁としては、これまで、消費者団体相互の、また、</p>

	(3)	団体の消費者志向経営の視点での消費者教育の役割が期待される」とされているが、支援の在り方、連携の在り方等について示す必要がある。	地域の様々な主体との連携・協働の推進のため、意見交換会の機会を提供してまいりました。また、事業者団体、消費者団体、行政機関によって構成される推進組織（プラットフォーム）である消費者志向経営推進組織を設けて、全国的な推進活動を展開しているところです。 今後も同様に連携と情報共有に向けた取組を行うとともに、消費者教育推進地域協議会を結節点とする多様な主体のネットワーク化を目指し、施策を進めてまいります。
15	II 2 (3)	消費者教育推進地域協議会の状況把握と課題抽出をしていただきたい。 消費生活センター等を消費者教育の推進拠点とするためには、消費生活センターの状況について、特に小規模自治体の状況把握を行い課題の抽出をしていただきたい。	頂いた御意見を今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます、消費者教育推進会議等での検討等を進めてまいります。
16	II 2 (3)	消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進計画を実質的に機能させる仕組みを基本方針に盛り込むべきである。	地方における消費者教育の推進に当たっては、消費者行政担当部局と教育部局との緊密な連携、それ以外の部局との情報共有が必要であることから、消費者教育推進地域協議会を結節点として積極的な連携を推進することについて、今回の変更で追記しました（II 2（消費者行政と教育行政の緊密な連携・協働））。 協議会の機能の実効性が担保され、計画の具体的内容が充実することが重要であることから、頂いた御意見を今後の施策の実施の参考とさせていただきます、消費者教育推進会議等での検討等を進めてまいります。

17	Ⅱ 3	<p>「法教育」という言葉が無く、また法令に焦点を当てた記述もなされていない様に思われたが、法令知識の取得と活用可能化は、消費者として、生活者としての成長として非常に大きな本来的要素であり、これからの社会の健全化・適正化・進歩に欠くべきではないものである。意識的に、法教育に焦点を当てた記述を行っていただきたい。</p>	<p>Ⅱ 3 「他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進」の項において、法教育と消費者教育との関係、連携の方向性についてお示ししております。</p>
18	Ⅱ 3	<p>消費者教育の内容を充実させるためには、他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携は重要な視点である。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 変更後の基本方針を踏まえ、関連する教育に関する施策と消費者教育との連携の方向性について、多様な主体が共通の認識に立ち、密接に連携・協働して施策を進めてまいります。</p>
19	Ⅱ 3	<p>「他の消費生活に関連する教育と消費者教育の連携推進」において、消費生活に関連する教育（環境、食、国際理解、法、金融経済等）との連携・協働について記載がなされているが、実際に充実した連携・協働を実現するためには、複数の関係省庁の連携（いわゆる官官連携）が必要となる。消費者教育に関連する教育との連携を進めるため、関係省庁、関係部署間の具体的な連携を実現する仕組みを基本方針に盛り込むべきである。</p>	<p>御指摘の箇所では、消費者教育とその他の教育との関係に着目し、それぞれの教育を推進することによって相乗効果がもたらされるような連携の方向性を示しています。 これを踏まえ、多様な主体が共通の認識に立ち、密接に連携・協働して施策を実施するよう、取り組んでまいります。</p>
20	Ⅱ 3 (1)	<p>エシカル消費は、環境教育と消費者教育との連携に当たっての重要なテーマであるので、これについて追加していただきたい。</p>	<p>御指摘の箇所では、消費者教育とその他の教育との関係に着目し、それぞれの教育を推進することによって相乗効果がもたらされるような連携の方向性を示しています。</p>

			<p>これを踏まえ、多様な主体が共通の認識に立ち、密接に連携・協働して施策を実施するよう、取り組んでまいります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>
21	Ⅱ 3 (5)	<p>個別金融商品の適切な利用選択に必要な知識などを習得し金融リテラシーを向上させる前提として、税制や活用可能な社会保障制度について消費者が理解しておくこと、そのために国もより積極的に分かりやすい情報提供に努めることが必要である。このことを「金融経済教育」の項に追記していただきたい。</p>	<p>御指摘の箇所では、金融経済教育と消費者教育との関係に着目し、それぞれの教育を推進することによって相乗効果がもたらされるような連携の方向性について述べています。</p> <p>金融リテラシー向上のために必要な施策に関する御意見については、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>
22	Ⅲ 1 (1)	<p>学習指導要領において行われる様々な教科学習は、いずれも消費者教育と結び付く要素を持ち得るものであり、係る要素を意識して教科横断的・体系的な消費者教育を実践することが重要であること、学習指導要領では対応が追いつかない問題・事項については、国が情報を集約し、学校教育に適切に反映させるべきであることを基本方針に盛り込むべきである。</p>	<p>変更案や重点事項に記載のとおり、消費者教育については、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育が行われるように努めるところですが、平成 29 年 3 月に改訂した学習指導要領では、各教科等の特質をいかした、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を図ることを求めており、各学校の創意工夫により、社会や家庭科だけでなく他の各教科等を含め、教科横断的に実施できることとなっています。このため、その趣旨について教育委員会等を通じて周知していきます。また、平成 29 年 3 月に改訂した中学校学習指導要領では、例えば、社会科において、消費者の保護と、その意義を理解すること、技術・家庭科では、消費者被害の背景とその</p>

			対応について理解することなどを充実させているところです。そういった内容を外部の関係機関等と連携して行うなど、消費者教育を推進するため、今回改訂した学習指導要領を着実に実施できるよう、その趣旨の周知・徹底を図ってまいります。なお、学習指導要領は大綱的に記載されているものであり、新たに生じた問題等については、高校生向け副教材を適宜更新するなど時宜を見据えた内容にするなどにより対応していきます。
23	Ⅲ 1 (1)	大学教育における消費者教育については、「啓発」や単発の「企画講座」にとどまらず、教養科目に「消費生活論」を加える等の抜本的な手法をとるべきである。また、学部によっては必修科目として入れることも検討すべきである。	憲法上の学問の自由の要請から、大学におけるカリキュラムはあくまで各大学の自主的な判断により決定されるべきものであると考えます。文部科学省としては、引き続き、大学の教育関係者が集まる各種会議等における周知や、取組事例の普及により消費者教育の充実が図られるよう各大学に対して取組を促してまいります。
24	Ⅲ 1 (2)	地域におけるサポーター（市民講師）を養成し、地域への啓発活動につなげるためには、行政による、場の確保、活動先の開拓、経済的負担などの支援や、消費者教育コーディネーターや相談員の出前講座との連携も必要である。	変更案においては、国は、コーディネーターの仕組みを検討するとともにその役割や要件を具体的に提示し、育成及び配置の促進のための支援に取り組むこととしています。市民講師も含めて地域の人材をつなぐために間に立って調整をする役割を担うのもコーディネーターですので、その活動支援を通じて御指摘の点の解消にもつなげたいと考えています。
25	Ⅲ 2 (4)	事業者と一般消費者との取引において、商品やサービスの瑕疵に対して消費者が行う苦情申立て（クレーム）や改善要望は、健全な消費活動の実現のために必	事業者においては、提供された消費者の声や情報をいかし、消費者への情報提供、商品・サービスの開発・提供を行うことが、CSRや消費者志向経営の観点からも、消費

		<p>要な行為であり、事業者にとっても新商品開発やサービス向上につながる側面もあることから、積極的に受け止めるべきものである。</p> <p>しかし、消費者による暴言や恫喝などの行き過ぎた行為、暴力や長時間拘束などの迷惑行為によって、労働者が精神的なストレスを抱えていることが課題となっていることから、「また、消費者による従業員への行き過ぎた苦情や暴言、暴力事案などについては、事業者によるマニュアル作成や従業員に対する教育を行うなどの対応の強化が求められている。」と追記すべきである。</p>	<p>者教育の観点からも重要であることは御指摘のとおりです。</p> <p>一方で、「行き過ぎた苦情や暴言、暴力事案」に対応するためのマニュアル作成・従業員に対する教育については、自立した消費者を育成するためのものではないと認識していますが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
26	Ⅲ 2 (4)	<p>事業者の消費者対応について記載されている 30 ページにおいて、事業者が消費者による過剰な要求や暴言・威嚇等の迷惑行為についてしっかりと対策を講ずることの必要性や重要性について言及すべき。</p>	<p>「行き過ぎた苦情や暴言、暴力事案」に対応するためのマニュアル作成・従業員に対する教育については、自立した消費者を育成するための消費者教育ではないと認識しておりますが、頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
27	Ⅲ 2 (4)	<p>消費者志向経営の推進の機運が高まりつつあるが、消費者教育は消費者志向経営の推進に関する重要な要素の一つであると考えます。消費者教育を別個に推進するのではなく、消費者庁が進める「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の中に、消費者教育の活動も織り込むことを推奨したい。更には、消費者志向の優良事例の公表や表彰制度の展開においても、消費者教育の優れた事例もあわせて公表するなど、一体化</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p> <p>消費者志向経営の推進により、事業者と消費者のコミュニケーションの一層の深化を図ることが重要です。事業者に対し、消費者の信頼の獲得に向けた積極的な取組を促すとともに、優良事例について公表、表彰を行うため取組を進めてまいります。</p>

		または連携していくのが効果的と考える。	
28	Ⅲ 2 (7)	消費者教育コーディネーターに求める役割を明記した上で、環境整備が必要であることを記述すべきである。	<p>変更案に記載のとおり、コーディネーターの役割の重要性に鑑み、国として、育成及び配置の促進のための支援に取り組んでまいります。</p> <p>そのため、今後、消費者教育推進会議などにおいて、コーディネーターの役割や調整機能を実効あるものとするための具体的方策を検討してまいります。</p>
29	Ⅲ 2 (7)	学校における消費者教育をより実践的に行うためには、地域の消費生活センターの役割が大きく、地域や企業との連携が必要である。学校に消費者教育の中心となる消費者教育サポーター（コーディネーター）を配置し、消費生活センターに置かれている消費者教育コーディネーターと連携して教育が行われる仕組みの構築が必要であることを記述すべきである。	<p>変更案や重点事項に記載のとおり、学校における消費者教育の推進に当たっては、外部の関係機関等と連携しながら、学習指導要領が着実に実施されるよう、その趣旨の周知・徹底を図ってまいります。また、消費者教育コーディネーターの役割の重要性に鑑み、国として、育成及び配置の促進のための支援に取り組んでまいります。</p> <p>そのため、今後、消費者教育推進会議などにおいて、消費者教育コーディネーターの役割や調整機能を実効あるものとするための具体的方策を検討してまいります。</p>
30	Ⅲ 2 (7)	事業者が事業活動を通じて消費者教育を担う責任は大きいですが、活動の分野、特に学校教育の関与にはおのずと限界がある。また、事業者団体はボランティア的に活動を展開している要素があるため、人的にも資金的にも資源が限られており、地方への拡大が難しいのが実情である。消費者教育の充実に向けては、行政による効果的なアレンジや支援等のコーディネート機能の強化をお願いしたい。	<p>頂いた御意見は今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p> <p>また、変更案に記載のとおり、学校における消費者教育の展開のためには、学校外の専門家の活用が有意義であると認識しています。このような場面において多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担うコーディネーターの重要性に鑑み、国として、育成及び配置の促進のための支援に取り組んでまいります。</p>

31	Ⅲ 2 (8)	<p>接客業務従業者の多くが消費者による迷惑行為を受けたことがあるというアンケート結果に照らし、32 ページ 28 行目の「事業者に対する消費者の過剰な要求が問題となる例もある。公正で健全な市場への参加者という自覚を育成していくことも必要である」の後に、「こうした問題については、接客を伴う業種のほとんどにおいて発生しており、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現する観点から、早急に対策を講じる必要がある。」と追記すべきである。</p>	<p>お示しいただいたアンケート結果を踏まえ、事業者に対する消費者の過剰な要求が問題となる例が相当多数発生していることが伝わるよう、御指摘の箇所を、「事業者に対する消費者の過剰な要求が問題とされる例も多い。」としました。</p> <p>なお、この方針は、幅広い消費者教育の担い手の指針となるよう、基本的な方向性を示すことを目的としています。</p>
32	Ⅲ 3 (2)	<p>消費者市民社会の意味や重要性が消費者に十分浸透していないのが現状であり、消費者の理解促進が必要である。特に価値観や消費スタイルの確立を開始する時期にある若年層に対して、持続可能な社会の創造に参画していく消費者としての自覚や消費行動が与える社会的影響に対する意識の向上、消費行動で社会を変えるという意識の醸成等の啓発こそが望まれる。</p> <p>「教材の開発を行う」との記載があるが、どのように活用するかも踏まえた教材の開発と教材に基づく啓発プランを検討していただきたい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>
33	Ⅳ 1	<p>食品の放射性物質に関する消費者の理解を深めることは、福島県に限らず、風評被害の防止という観点からも喫緊の課題であるとの記述がある。「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の結果を踏まえ、食</p>	<p>頂いた御意見は今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。</p>

		品中の放射性物質に関する消費者理解の深化に向けて国としての役割を今後も果たし、施策を着実に実行していただきたい。	
34	V 1 (2)	全国ブロック協議会の積極的な開催に関する事項を基本方針に盛り込むべきである。	御指摘を踏まえ、国において、各県地域協議会の情報交換の場を設けるなど、今後の施策を検討する旨を追記しました。
35	IV 4	「他の消費者施策との連携（苦情処理・紛争解決の促進）」には、消費者団体訴訟制度などへの理解・周知の増進についての記述が加えられた。国も役割を果たし、施策を着実に実行していただきたい。	頂いた御意見も踏まえつつ、引き続き、消費者団体訴訟制度の周知等に取り組んでまいります。
36	V 2 (3)	本方針を教育機関や事業者などの関係者に周知し、具体的な取組として進めるとともに、途中経過の集約や振り返りなどをして、その効果測定を行うことが重要である。	基本方針の変更については、多様な消費者教育の担い手に周知するとともに、様々な機会をとらえて内容の説明に取り組んでまいります。 効果測定の内容や分析手法の検討を早急に進めるべきこと、その意義に関する御意見については、今後の施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。
37	別紙	成年年齢引下げへの対応策は、「消費者の特性に対する配慮」の項に盛り込むだけでなく、高校までのカリキュラムの中に、これに対応したプログラムを盛り込むことなどを重点事項として記載すべきである。	基本方針の変更に当たり、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題として、「若年者への消費者教育」を挙げており、学校における消費者教育の推進のための施策を具体的な施策として掲げています。
38	別紙	基本方針案の「当面の重点事項」において、「消費者市民社会」の理解・浸透を目指すことを掲げるととも	消費者市民社会の用語・概念の認知・理解を向上することが重要であることは、「消費者市民社会」の意義について

		に、具体的な施策について記載すべきである。	<p>て述べた項でも記載のとおりです。全国的な推進活動を展開することとしています。</p> <p>一方で、「当面の重点事項」においては、多様な主体が取り組む広範囲にわたる消費者教育を時宜に応じて効果的に進めるため、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題を示しています。</p>
39	その他	消費者教育は、社会教育との関連での位置付けが必要。	<p>変更案に記載のとおり、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受ける機会を提供することが必要であると考えております。そのため、ライフステージや消費者の特性等に配慮しながら、公民館等の身近で多様な場において学習機会が提供されるよう、国として、地域における消費者教育を推進してまいります。</p>
40	その他	消費生活コンサルタントなどの資格保有者の認知向上のため、コーディネーターをこれらの資格保有者と明記していただきたい。	<p>コーディネーターの役割が重要であることに鑑み、今後、消費者教育推進会議などにおいて、コーディネーターの役割や調整機能を実効あるものとするための具体的方策を検討してまいります。</p>
41	その他	内容については良いのではないかと思われたが、しかし長い様に思われた。20 頁内でまとめる事を目標に記述量の削減を行うのが良いのではないかと思われた。	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、基本方針は、幅広い消費者教育の担い手の指針とするため、消費者教育として必要な内容、効果的な手法、教育の担い手の在り方について、基本的な方向性を網羅的に示しておりますが、消費者教育を時宜に応じて効果的に進めるため、別紙として「当面の重点事項」をお示しています。</p>

			また、基本方針の変更について、多様な消費者教育の担い手に周知するとともに、様々な機会をとらえて内容の説明に取り組んでまいります。
--	--	--	--